

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機のプラント全体の機能試験・評価に関する見解について」の報告を受けて

平成 21 年 10 月 30 日

原子力安全委員会 委員長
鈴木 篤之

本日、耐震安全性評価特別委員会の入倉孝次郎委員長および秋山宏副委員長兼施設健全性評価委員会主査から、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 6 号機のプラント全体の機能試験・評価に関する見解について」の報告をいただき、審議の結果、同内容を妥当と判断し委員会決定した。

これにより、原子力安全委員会は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機については、継続的な通常運転に入るために必要な安全上の準備は整っているものとする。就いては、本決定に際し、若干の補足的説明を加えておきたい。

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機に関しては、平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震以降、東京電力および原子力安全・保安院において、同地震による設備健全性への影響評価を、機器単位、系統単位など、詳細かつ慎重に行うとともに、新耐震設計審査指針にもとづく基準地震動 S_s の策定および同基準地震動にもとづく耐震安全性の評価がなされた。本原子力安全委員会は、それらの調査評価状況について、適時に、原子力安全・保安院および東京電力から報告を受け、主として耐震安全性評価特別委員会およびその下の地震・地震動評価委員会と施設健全性評価委員会の場でその内容を審議しつつ必要な意見を提示した上、平成 21 年 7 月 2 日開催の原子力安全委員会において、それまでの報告内容を総括して、「起動試験に入るために必要な確認作業は終了したものとする」旨、決定していたところである。

本日の決定は、東京電力および原子力安全・保安院におけるその後の起動試験結果を踏まえたプラント全体設備健全性に係る総合的評価の結果についてなされたものである。この間、本委員会は、起動試験中に専門家を派遣し現地調査を行うとともに、施設健全性評価委員会を数次にわたり開催してその内容を専門的に審議した上、耐震安全性評価特別委員会においてその審議結果を妥当と判断するに至った。これらの調査審議に当たっては、調査審議を了えている 7 号機と同様に予断をもつことなく進めることを基本方針とした。

東京電力および原子力安全・保安院における 6 号機のプラント全体の設備健全性評価作業においては、新潟県中越沖地震で観測された地震動の鉛直動が比較的大きかったことなど、6 号機に特徴的な点を適切に考慮しつつ、原子炉隔離時冷却系の機能検査の際にサプレッションプールの水位が一時的に制限値を超えた事象や主排気筒からのよう素検出事象など、先行の 7 号機において経験した事象への適切な対応も図られている。

なお、6 号機のプラント全体の機能試験において確認された不適合事象として 41 件が挙げられており、いずれも安全上の影響を与えるものでなく軽微なものながら、それら事象についても適切な対策が講じられていることを原子力安全・保安院は確認していると同院の報告書に記載されている。

この点について、施設健全性評価委員会および耐震安全性評価特別委員会において、軽微な事象と安全上重要な事象との規制上の位置づけの相違が、このままの記載では国民にとってわかりにくいのではないかと、との指摘があった。同指摘は、安全性に関する科学技術的判断に係る国民への説明の重要性をあらためて喚起するもので、本委員会としても、今後、留意しておく必要があるものとする。

併せて、原子力安全・保安院においては、安全上重要な事象と軽微な事象に関する確認行為の規制上の違いについて、同院の報告書においても国民によりわかりやすく説明することを求めている。軽微な事象に関しては、事業者の自律的取り組みが基本でありその国民への説明責任も事業者自らに課せられるものであることを、原子力安全・保安院は国民に説明する任を負っているとする。

柏崎刈羽原子力発電所においては、今後、1～5 号機について、同様の評価確認作業が進むものと想定されるが、これまで同様に、予断をもつことなく慎重に調査することを、東京電力および原子力安全・保安院に求めるとともに、本原子力安全委員会もその方針を堅持していきたい。